

平成 29 年度 第 1 回 地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会 会議要録

- 日 時 平成 29 年 6 月 15 日（木）午後 7 時 00 分～午後 8 時 15 分
- 場 所 西都市議会委員会室
- 出席者 黒木正善委員長、落合秀信副委員長、黒木隆子委員、水田祐輔委員、
松本英裕委員
- 【市役所】津曲晋也地域医療対策室長、
池澤雄一地域医療対策室室長補佐、
森田 裕地域医療対策室主任主事
- 【医療センター】八木 毅事務局次長、白坂重幸事務局次長
永野淳二経営企画課長兼庶務課長

■傍聴者 1 名

■会議経過

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事

(1) 地方独立行政法人西都児湯医療センターの業務実績に関する評価基準について

発言者	内 容
委員長	議事は 2 件となっておりますが、(1) の地方独立行政法人西都児湯医療センターの業務実績に関する評価基準についてと、同じく (2) の財務諸表の承認についてです。 はじめに、(1) の地方独立行政法人西都児湯医療センターの業務実績に関する評価基準について、事務局から説明をお願いします。
市事務局	説明（資料 1 ～22 ページ、26 ページ）
委員長	評価基準（案）について、事務局から説明をいただきましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
委員	資料 3 は小項目評価、資料 4 は大項目評価と全体評価に対応しているという理解でよろしいですか。 資料 4 については、冒頭に全体評価、次に大項目評価の順番になっておりますが、資料 2 では大項目評価を行い、その結果とし

	て全体評価があるという説明でしたが、(資料4の評価結果における) 順番に前後関係は無いという理解でよろしいですか。
市事務局	特に順番はないと考えています。
委員	資料3の小項目評価について、基本的には数値目標に従って評価を行うことになると思いますが、それだけではなく、法人の自己評価で付加して記載されてあるものがあれば、その点も加味して評価するという理解でよろしいでしょうか。
市事務局	はい。
委員	小項目評価について、はじめに医療センターが自己評価を行うということでしたが、自己評価の提出の際には、同時に根拠資料も提出を求めることができるということですよ。(根拠資料がなければ、) 私たちも評価ができないのではないかという感じがしたので質問させていただきました。
市事務局	この業務実績報告書については、法人の自己評価の欄に自己評価の判断理由であったり、実施状況等を記入していただくこととなります。その内容を見てご判断いただくことになるかと思えます。
委員	(業務実績報告書の) 記載内容から判断するということになるんですね。
市事務局	はい。なお、今月中に(医療センターから業務実績報告書を)提出していただきまして、次回の評価委員会におきまして実績報告に対するヒアリングを予定しておりますので、ヒアリングを踏まえて評価をお願いしたいと思います。
委員	病院には、職員に対する感染症対策レクチャー等の院内研修が義務付けられていますが、そのような点を実施している、していないということも評価していくということになるんですね。このような点は、どの項目に当たるのですか。
市事務局	委員のご指摘の部分については、大項目における第1の「2 医療の質の向上」に該当するものと考えています。
委員	実績を見て、委員が判断することということよろしいですか。
市事務局	そうです。
委員長	4ページが一番上に5段階評価がありますが、実績が数値等で示された際に、パーセンテージとしてはどの程度で判断したら良いのか教えてください。

市事務局	目安ということではありますが、5段階評価の5については達成度が120%以上、4については100%以上120%未満、3については90%以上100%未満、2については70%以上90%未満、1については70%未満と考えております。
委員	資料4ページの大項目評価について、Sであれば4.5以上ということに記載がありますが、これは平均値ということによろしいですか。
市事務局	小項目の平均値になります。
委員	大項目評価は、小項目評価から自動的に導かれるという理解でよろしいですか。
市事務局	状況や実績など、特筆すべき点などがあればこの点数に限らず、評価の変更も有りうると考えています。
委員	資料19ページの大項目評価において、(2)の判断理由、(3)の大項目評価にあたり考慮した事項、(4)の評価にいたっての意見、指摘等といった項目がありますが、イメージとしては数値の平均値に加えて、大項目に当たっては、考慮した事項というのにも判断理由に加えるというような体裁をとっているという理解でよろしいですか。
市事務局	はい。
委員	評価の結果が公開されるということですが、公表される内容としてはどの範囲を念頭に置いておけばよろしいですか。
市事務局	評価結果の全てが公表されることになります。
委員	資料28ページに評価結果をホームページで公開するとしてありますが、どこのホームページで公表されるのですか。
市事務局	西都市のホームページで公表します。
委員長	意見が出尽くしたようですので、(1)の地方独立行政法人西都児湯医療センターの業務実績に関する評価基準につきましては、原案で示されたとおり決定することによろしいですか。
委員	「異議なし」との声
委員長	原案のとおり決定することとします。

(2) 地方独立行政法人西都児湯医療センターの財務諸表の承認について

発言者	内 容
委員長	続いて(2)の地方独立行政法人西都児湯医療センターの財務

	<p>諸表の承認についてを議題とさせていただきます。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
市事務局	説明（資料2ページ、23～25ページ、27ページ）
委員長	財務諸表の承認について、事務局から説明をいただきましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
委員長	確認ですが、財務諸表の承認については、決算書等の中身の審議は行わないということによろしいですか。所謂、貸借対照表の中身については別の機関が審査して、評価委員会においては、合規性の順守等について審査するということによろしいですか。
市事務局	はい、そのようになります。
委員長	財務諸表については、小項目評価の中に含まれていなかったですか。
市事務局	資料の13ページに、第4の予算、収支計画及び資金計画については、財務諸表を参照していただくことにさせていただいています。
委員長	先ほどの（評価項目の中で）第3の財政内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置の中で、（1）の収入の確保、（2）支出の節減などがありますが、決算の内容についても審査対象に若干含まれることになるのではないのでしょうか。
市事務局	財務諸表を審査していただいて、収入の確保等について評価していただくこととなります。
委員長	行政サービス実施コスト計算書がどういうものか、説明をお願いします。
医療センター	<p>行政サービス実施コスト計算書というのは、病院を経営していくうえで、市民が負担する費用ということになります。費用については病院の全ての費用、収入については他団体からの補助金や負担金を除くということで、純粋に病院の収入と費用を差し引きした時にどのようなことになるかというものです。</p> <p>医療センターについては、救急医療を行っている関係で市の負担金等が含まれているので、行政サービス実施コストが発生することによって表記されることになると思います。</p>
委員長	一次救急の赤字分の補填として、運営交付金が（市の支出として）ありますが、その費用も含まれるのですか。
医療センター	他団体からの収入は、全て含まれます。単純に、負担金や補助

一	金等を差し引いた金額ということになります。
委員長	他にご意見はございませんか。 よろしいでしょうか。
	「はい」との声
委員長	他にご意見等も無いようでございますので、(2)の地方独立行政法人西都児湯医療センターの財務諸表の承認方法については、原案で示されたとおり決定することよろしいですか。
	「異議なし」との声
委員長	原案のとおり決定することとします。

4 その他

※第2回評価委員会の開催期日を平成29年7月13日(木)、第3回を8月11日(金・祝)といたしました。

5 閉会